

第2回 精神保健福祉審議会会議録	
日 時	平成29年3月28日（火） 15時00分～16時30分
開催場所	神奈川県自治会館3階会議室
出席者 (五十音順)	青柳委員、池田委員、石井委員、大友委員、尾花委員、川島委員、塩崎委員、土屋委員、豊田委員、三村委員、平安委員、宮川委員、山口委員
欠席者	荒井委員、石渡委員、伊東委員、恵比寿委員、大滝委員、大場委員、西井委員
開催形態	公開（傍聴者 0人）
議 題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 横浜市障害者就労支援センターあり方検討について</p> <p>(2) 自殺対策基本法改正に伴う国の動向及び本市の対応について</p> <p>(3) 措置入院者退院後支援について</p> <p>(4) 平成29年度予算について</p> <p>2 その他</p>
議 事	<p>平安委員) それでは、報告事項1「横浜市障害者就労支援センターあり方検討」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局より資料1について説明した。</p> <p>平安委員)「横浜市障害者就労支援センターあり方検討」についての報告がありましたが、御意見、御質問があればよろしくをお願いします。</p> <p>宮川委員) 医療機関との連携ということでしたが、具体的にはどのような内容で検討するのでしょうか。</p> <p>事務局) まだ具体的には進んでいませんが、現状として9か所の就労支援センターがどのように個々で医療機関と関わっているかを、共有しているところです。その状況を踏まえ、これからどのように行っていくかを考えたいと思います。</p> <p>青柳委員) 医療機関、疾病の分類内容にもよると思いますが、国のモデル事業で摂食障害、依存症、てんかんや高次脳機能障害など、モデル事業が幾つかあると思いますが、そういった疾患別も含めて、色々とかかわり合いを検討するのでしょうか。また、具体的に相談支援専門員も連携として、主治医のところに行き、ケースカンファレンスなどを積極的に行い、医師の先生方も受け入れてくれることが結構多くあるのですが、そのような内容についても検討するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>事務局) 精神障害の問題につきましては、医療機関と連携するだけでなく、このあり方検討でいうと方向性③の「人材育成」にも関わりますが、就労支援機関への研修も行っており、個々のケースを事例検討するなどしています。</p> <p>塩崎委員) ちょっと漠然とした質問ですが、就労移行支援事業所、特に株式会社系の移行支援事業所が急増していますが、そのような流れの中で市独自の事業をどのよ</p>

うな方向性で進めていくのか教えてください。

事務局) 御指摘の通り、資料の2ページ目の「参考資料」の一番下のところにある「移行支援事業所数の増加」で、ここ10年ぐらいの間で非常に移行支援事業所が増えていくことがお分かり頂けると思います。

正に就労支援センターの機能と就労移行支援事業所が重複するところがあり、それもこのあり方検討を行っている背景になっていますので、そのことについても検討しています。方向性①の右側のところに「相談支援」とありまして、「1次相談の実施」とあります。1次相談というのは、「横浜市としてどんな相談でも一旦お受けします」というようなことですが、その役割が就労支援センターにおいて、非常に重要になってきていると認識をしておりますので、就労支援センター9か所と共有をして、就労に関すること以外のことは受け付けないということではなく、一旦お受けしてから、しかるべきところにつなげていくような、相談機能が恐らく今後の就労支援センターにおいてより強くなってくると思っています。例えば、移行支援事業所についての情報などを就労支援センターで提供するといったことで役割分担をしていくことも今後の検討としていきたいと思っています。

平安委員) 次に報告次項2「自殺対策基本法改正に伴う国の動向及び本市の対応」について事務局から説明をお願いします。

事務局より資料2について説明した。

平安委員) 「自殺対策基本法改正に伴う国の動向及び今後の対応について」報告がありました。御意見、御質問があればお願いします。

平安委員) では、私から質問させていただきます。「横浜市の実情を踏まえて」ということですが、簡単に言うとどういう分析をされていらっしゃるのでしょうか。

事務局) 先ほどの資料2の2のところですが、イメージのところの左側の28年のところの、上から2本目のバーのところ「地域自殺対策推進センター」というのがございます。これの上に「自殺対策総合センター」という、国のセンターがございまして、そちらが全国の自殺の状況について解析を進めていて、各都道府県、市町村までは解析が進んでおります。この後、都市部ですとか農村部といったような、ある程度「パッケージごと」に、都市等の雰囲気に合わせて対策のひな形みたいなものを国が示してくるということ聞いております。それを踏まえながら、横浜市の各区の数値を比較検討し進めていくということになります。

宮川委員) 年間で横浜市の自殺者ってどれくらいですか。

事務局) 平成27年度の人口動態統計ベースで、564名の方が自殺でお亡くなりになっています。全体としては、22年をピークに減少傾向は続いています。これからはますます、対策を講じる必要があります。

宮川委員) 最近、子供の自殺が結構あり、問題になっています。子供の自殺対策に

についても検討するのでしょうか。

事務局) 現在、国の大綱の中で、「若年層の自殺の対策」というのが検討されており、具体的なところは大綱の中にも盛り込まれてくると思います。それを受けて本市として取組を進めてまいりますので、若年層の対策も取組んでいくことになるかと思えます。また、現在、横浜自殺対策ネットワーク協議会の中でも「若年層の対策」ということを検討をさせていただいておりますので、大綱と併せてどのように計画の中に盛り込んでいくのか検討を進めていくことになると思います。

平安委員) それでは、報告事項の3の「措置入院者対院後支援」について、事務局より説明をお願いします。

事務局より資料3-1および3-2について説明した。

平安委員) 「措置入院者退院後支援」について、御質問、御意見あればお願いいたします。

石井委員) 資料3-2の3ですが、様式1に同意しなければ情報の引継ぎがされないという理解でよろしいのでしょうか。そうすると、今回の相模原のやまゆり園の犯人は同意しなかったと思います。そうすると、情報は全く流れないのでしょうか。

事務局) 法の施行がされるまでは、規定が法にないため、おっしゃるとおり、見込みのとおり、同意がされない。同意をしないという場合には情報の引継ぎができないという結果になります。

石井委員) 施行されたら同意書は必要ないのでしょうか。

事務局) はい。その根拠となるのが、資料3-1の下の概要の2番の(3)番の「退院後支援計画の対象者が計画の期間中に他の自治体に居住区を移転した場合、移転元の自治体から移転先の自治体に対して、退院後支援計画の内容等を通知することとする」という文言が法律に規定されることであり、これにより他の自治体に対象者の情報を提供することができるようになります。

石井委員) 施行がなされれば、全員が通知されるということですね。

事務局) はい、本人の同意なしに情報の提供がされます。

石井委員) 措置入院から医療保護入院になり、その後しばらく様子を見て退院しているのが現状だと思いますが、その場合は、該当にはならないのでしょうか。

事務局) 措置解除後に、入院が継続されている場合には、該当にはなりません。4県市の申合せで、今回、そのような場合は対象にしないことにしています。

石井委員) 4県市でということは、法律の施行までの期間についてということでしょうか。施行された後についてはどうなるのでしょうか。

事務局) 施行後は、法律に基づいて支援計画をつくることになります。国はもっと対象を広げ、緊急措置になった方について今のところやるつもりだと聞いていますので、かなり多くの方が対象になるんじゃないかと思われれます。

石井委員) 支援計画はどこが作成するのでしょうか。

事務局) まず、自治体が作成します。

石井委員) 自治体が作成して、病院は作らないのでしょうか。

事務局) 病院からは、退院の後にどういう医療が必要かとう、評価等をしていただいた上で、その内容を自治体に頂くということが想定されています。現在も病院では退院後の必要な書類を書きいただいておりますが、それと大体同じようなものだと思います。

石井委員) 私は政令市ではないのですが、大和市などは、保健所が関与しているのですか。

事務局) 措置をした自治体はまず計画を作って、その後に保健所設置自治体に引き継ぐという形になります。よって、大和市の場合、管轄の保健所がある自治体がどちらかによります。

石井委員) 大和市の保健所設置自治体は厚木です。

事務局) そうすると、県が措置をして、厚木の保健所に引き継ぐという形になります。

横浜の場合は一致していますので、横浜市が措置をして、横浜市内帰住の方であれば横浜市内で完結する形です。

今のところ今回の規定は、4 県市間での情報の引継ぎの規定を、4 県市で申し合わせたところですので、退院後支援計画についてはまだ全県ではスタートしません。

平安委員) 法改正が、具体的な最終形が決定していない状況で、そのつなぎの1年間で円滑にするために、ある程度踏み込んでできることをやろうということなので、非常にいいとは思いますが。ただ、具体的に何をやるかということを整理していただかないと、4月からということでは来月からやるということであれば、実際の医療機関はかなり混乱するかなと思いましたが、その辺も詰めていただければと思います。

事務局) 例えば横浜市が措置をした方が相模原に帰住するか川崎に帰住するといった場合の、自治体間の情報の受け渡しについては、4月1日からスタートを予定しておりますが、そもそも国のほうで示している支援計画の制度化は、まだスタートしません。

平安委員) 計画書はあくまでも法が施行されてからの話ということでしょうか。

事務局) 正式には、全県では法が施行されて以降になると思います。

平安委員) まだ幾つかここの趣旨が不明瞭なところがあります。

今も医療保護の方とかだと、退院計画があります。ちゃんと担当を決め、診断に合わせて定例の会合を開くなどありますが、これとこの措置の計画書がかかった場合、またその時点で違う委員会を立ち上げるのかなど、色々現場では心配しています。移行の間に具体的に何をどうすればいいか、明確にいただければと思います。

宮川委員) 措置入院後の、退院してからの見守りはどうなっているのでしょうか。

事務局) 現状では措置か措置じゃないか等かわからず、従来から区の福祉保健センターの精神保健のワーカーが必要な方への支援ということで、見守りをしています。

今回の国が出している退院後支援の趣旨については、計画を立てて、誰が何をするか

を明確にして支援を継続して行い、その間に様子を見ながら、地域で適切な支援が受けられるように手立てを取っていくという趣旨です。

宮川委員) 必要な人にはやっているということですね。

事務局) そうです。措置じゃなくても、医療保護入院で入院して退院してきた方でも、支援が必要な方は大勢いらっしゃると思いますので、その中で、御家族や、色々な方の力をお借りしながら、行っています。

平安委員) 法改正後は措置に関しては、現状よりは明確になるということですか。

事務局) 計画を作って、きちんと地域での支援者の役割を明確にするというのが今回の趣旨になっております。

宮川委員) 家族はそういう見守りとか、お願いしたいのですが、当事者はそれだと何か縛られているというか、見張られているというような意識があるように思いますがその辺はいかがでしょうか。

事務局) その懸念もかなりあります。自治体からも、相模原の事件を受けて、精神障害者を監視するものにならないかということは国に意見を出していますが、国からは、そういう趣旨ではなく、適切な地域で適切な支援を受けていくための仕組みをつくるという、改正の趣旨を聞いております。

平安委員) 報告事項の4「平成29年度予算」について、事務局より説明をお願いします。

事務局より資料4について説明した。

平安委員) 「平成29年度予算について」の報告に対して御意見、御質問があればお願いします。

宮川委員) 25ページに「依存症対策」というものがあり、依存症の回復プログラムを実施するということですが、こころの健康相談センターで計画を立ててやるのでしょうか。

事務局) はい、こころの健康相談センターが主催となり、今年度、専門のドクター等の監修を経て作成しました。もともとは荻が谷で行っていた「スマップ」という、薬物依存の方のための回復プログラムをベースにして、薬物依存に限らず、アルコール、薬物、ギャンブル依存などに対応できるようなものになっています。スマップは、薬物についてのプログラムが20項目ぐらいあるのですが、それを8週ワンクールにできるようなコンパクトなものにつくり替え、とにかく依存症について自己認識をすることと、その後の自助グループでの活動などについての動機付けをするということを中心にプログラムとして作りました。

宮川委員) 依存症の回復プログラムは、家族会や依存症の当事者会のような集まりにつながるような活動もやるのでしょうか。

事務局) この回復プログラムは当事者本人のためのプログラムで、このプログラムに参加した上で当事者の回復施設や支援団体につなげていくというような機能も持って

います。御家族に対しては、依存症の家族教室を行っている団体がありますので、そちらが行うセミナーを、後援するなど協力して開催しています。

宮川委員) 20 ページの下のほうに「スプリンクラー設置費補助」というものがありますが、既存のグループホーム全てにスプリンクラーを設置するのでしょうか。

事務局) 義務化されて3年間は猶予期間になっていますが、29年度がその最終年度です。今回の予算で計上しているのは全てではなく、一定の要件である、障害支援区分4以上の方が8割以上入居されているグループホームが対象となりますので、その義務化されているグループホームについて全てカバーする箇所数の予算を計上しています。

宮川委員) 全額市が負担するのでしょうか。

事務局) 基本的には、国の補助金を活用して整備を進めていくということになります。負担割合としましては国が2分の1、横浜市が4分の1、事業者が4分の1で按分して負担をするというスキームです。

宮川委員) 事業所は4分の1の負担ができないところはないのでしょうか。

事務局) 法人の規模にもよりますが、大体1グループホーム当たり、総額300万から400万ぐらいの事業費になります。その4分の1となりますので、400万であれば100万円の負担となります。「厳しい」というお声は伺っておりますが、「出せないから付けない」というお話は今のところ伺っていません。

宮川委員) 23 ページの「障害者スポーツ」についてです。ウィリング横浜に障害者スポーツの活動拠点を再整備するということですが、今年は施設の改修設計の費用だけですよね。改修完了は、何年後になるのでしょうか。

事務局) 全く新しく整備をするところではないという難しさもあり、まず、設計に1年予定しています。その中で改修の中身や、そこでどんなことができるのかというようなことも検討します。その後、工事を30年度行って、開所は31年度のなるべく早い時期と想定しています。

宮川委員) 「障害者スポーツ指導者育成事業」についてですが、これは精神障害者に対するスポーツの指導者でしょうか。身体障害者の指導者は多いように感じるのですが、精神障害者に対するスポーツ指導者の育成は何かあるのでしょうか。

事務局) ここでは、特に障害種別は分けていません。精神の方も含めて障害のある方に対しての指導について、国がプログラムを作成している障害者スポーツ指導員の研修というものがあり、この研修を既に競技の心得のある人たちに対して、アスリート支援ができる人たちに対して、普及させていくことを考えています。

宮川委員) 東京パラリンピックが予定されていますが、これまでパラリンピックというと知的と身体だけだと思えます。この面で、精神については遅れてしまっていると思えます。精神が入れば、精神に対するイメージが大分よくなると思えますが、何か具体的に、精神障害者に対する支援はないのでしょうか。

事務局) 東京2020のパラリンピックに対しては、種目が決まっているので、パラリンピックを目指してというよりは、それを一つの契機として、3障害、障害種別にかかわらず、障害のある方のスポーツ活動を広めていきたいと思えます。その中でアスリ

ートを目指す方についての支援も行っていくことを検討しています。精神障害の方に特化してということではありませんが、もちろん「含んでいる」というようにお考えいただければと思います。それを進めていく中で、それぞれの種目について、競技等を行う方に対してどう支援していくかというような課題も出てくるかと思いますが、それについては御意見をいただきながら取組を考えていきたいと思っています。

宮川委員) 身体については、強化選手のような感じで、メダルを取るためにやっているようですが、そのような感じで精神についても、強化選手や強化種目などできないのでしょうか。

事務局) できないということはありませんが、強化選手というのは国が指定していたり、神奈川県でも新しく始めました。また、横浜市でも横浜ラポールでその様な取組を行っていますが、今ある世界的な大会といったところに参加する選手ということになると、御指摘のとおり身体や、知的のスポーツの世界大会等がありますので、身体障害者や知的障害者に対してということになるわけですが、精神障害の大会もそのように盛り上がってくれば、そこを目指す方をどう支援していくかということは出てこようかと思っています。

塩崎委員) 24ページの「障害者施設防犯対策強化事業」については1億4,000万ぐらい見積もられています。この中に、「入所等の障害者施設」と書いてありますが、実際には通所施設など多くの施設が入るため、多額になっているという認識でよろしいでしょうか。

事務局) おっしゃるとおり、今回の予算計上に当たりましては、入所施設だけではなくて通所の施設、法定の障害福祉サービス事業所のみならず、横浜市が単独で補助をしている施設全て対象としています。その中で今回184か所程度手を挙げていただけるのではないかということで積算した数字が約1億5,000万円ということです。

川島委員) 予算はおおむね増えていますが、減っているものがあります。例えば、21ページの19の「相談支援」が2億円ぐらいの減、また、「施設の整備」についても11億ぐらい減っているのです、その理由について御説明をお願いします。

事務局) 21ページ19の「相談支援」の2の「計画相談支援事業」が、先年度に比べて減額しています。これは、計画相談支援は福祉サービスを利用する方全てに対応しなければいけないということで、今年度予算では、ある程度伸びを見込んで予算を組みました。しかし、事業所数等の不足から、あまり進捗していないというのが実態です。よって、29年度予算に関しては、実態をベースにした予算組みとしているために減額しています。ただし、29年度、この予算で足りなくなった場合も、この事業は必ず実施することになっており、国の負担金も全て付きますので、予算外でも対応をしていきます。

24ページの「施設の整備」の11億5,000万円程度の減については、先ほど説明させていただきました瀬谷区の多機能型拠点の整備が終了したことや、運営法人が行っていた大きな入所施設の建替え等への補助が終了したことで、事業費の減となっています。

平安委員) そろそろ時間ですので、最後、2点、お願いします。

	<p>1点は、予算についてです。ピアサポートというか、当事者の方々が支援者になることが世界的にも国内でも広がっていますので、そういった方を育成することで、当事者の方々が社会参加し、支えていけるという二重の効果があると思いますので、是非予算化や、計画作成いただければと思います。</p> <p>2点目は、「依存症」という言葉ですが、「薬物依存」や「アルコール依存」というのは、医学的な病気の名前だと思いますが、「ギャンブル依存」や「ネット依存」などは、必ずしも医学的用語ではなくて、最近日本独自で作られた言葉です。専門家の間でもそれが議論になっており、一般には理解しやすい場合もありますが、誤解を招くことも起きてきていますので、その辺りは行政として活動されるときにはよく専門家の意見を伺って、混乱のないよう実行していただければと思います。</p> <p>それでは、これをもちまして本日の審議会、終了とさせていただきます。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>資料1 横浜市障害者就労支援センターあり方検討 28年度報告</p> <p>資料2 自殺対策基本法改正に伴う国の動向及び本市の対応について</p> <p>資料3-1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要</p> <p>資料3-2 措置入院者への支援に係る情報の引継ぎに関する取扱い</p> <p>資料4 平成29年度予算概要（障害福祉部抜粋）</p> <p>資料5 横浜市精神保健福祉審議会条例</p> <p>資料6 横浜市精神保健福祉審議会運営要領</p>